

要請事項への対応状況(森林管理)

■回答方針の検討状況

伐採区域の数と総面積において現在のレベルに制限する、または現在のレベルから減少させるよう要請されていることに対する回答ぶりに関しては、委員から「過去の経験を踏まえ、新たに科学的な知見を加えて、当面の持続可能なマネジメントのために、モニタリングをしながらきちんと管理していく、という方向性で考えていくべき。」、「コアエリアがどのように守られているかが重要。」といった御意見をいただいている。委員の御意見やヒアリングの結果等を踏まえながら、引き続き、検討していく。

■要請事項(森林伐採)に対するレポートの骨子案

1 緩衝地帯における森林伐採について（はじめに）

- ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部においては、従前より森林資源を伐採し、用材等に使用してきた。
- ・林業関係者や関係機関の努力により、自然環境に配慮した伐採方法へシフトしてきた。
- ・国立公園の指定によって、自然公園法に基づく森林伐採の規制が措置された。
- ・各地域の森の多くが二次林であるが、希少種が生息・生育環境として利用してきた。
- ・西表島においては、日常生活で木材を利用していた以外に業としての伐採はない。

2 奄美大島

2-1 奄美大島における林業

- ・奄美大島では本土復帰以来、林業が地域の主要産業を担ってきた。
- ・地域の林業関係者は、今後も持続可能な林業経営を行うことを望んでいる。

2-2 森林伐採に対する制度的担保

- ・遺産区域については、自然公園法により、特別保護地区・第1種特別地域として、厳正な保護が図られている。
- ・緩衝地帯の大部分については、自然公園法により、国立公園の第2種特別地域に指定されている。奄美大島では、基準の特例により、1伐区あたり10haまで伐採できるが、自然公園法施行規則の許可基準及び配慮事項が守られていないと伐採は許可されない。
- ・林業事業者（森林組合、伐採事業者）は、許可基準及び配慮事項を把握し、守っている。

2-3 緩衝地帯における森林伐採に関する対応方針

- ・法令等に基づいて、また適宜、有識者の知見を取り入れながら、資産価値の維持に配慮した持続可能な林業を継続する。

- ・奄美大島の森林において、伐採後の森林再生の過程や森林伐採前後の野生動植物の生息・生育状況の変化の過程を調査する。
- ・他にも盛り込む内容を検討中

3 徳之島

3-1 徳之島における林業

- ・徳之島では、本土復帰以来、林業が地域の主要産業を担っていた。
- ・地域の林業関係者は、今後も持続可能な林業経営を行うことを望んでいる。

3-2 森林伐採に対する制度的担保

- ・遺産区域については、自然公園法により、厳正な保護が図られている。
- ・緩衝地帯の大部分については、自然公園法により、国立公園の第2種特別地域に指定されており、森林伐採には申請を要する等の行為規制がある（伐採面積は、原則2haまで）。
- ・林業事業者（森林組合、伐採事業者）は、許可基準を把握し、守っている。

3-3 緩衝地帯における森林伐採に関する対応方針

- ・法令等に基づき、また、適宜、有識者の知見を取り入れながら、資産価値の維持に配慮した持続可能な林業を継続する。
- ・奄美大島における森林伐採影響調査の結果を参考にする。
- ・他にも盛り込む内容を検討中

4 沖縄島北部

4-1 沖縄島北部における林業

- ・沖縄島北部においては、戦後復興期に大規模な伐採が行われたが、近年の森林の蓄積量は1972年の本土復帰時の約3倍に増加している。
- ・継続的に林業生産活動は行われており、地域の林業者は、今後も持続可能な林業経営を行うことを望んでいる。

4-2 森林伐採に対する制度的担保

- ・遺産区域については、自然公園法により、特別保護地区・第1種特別地域として、厳正な保護が図られている。
- ・緩衝地帯の大部分については、自然公園法により、国立公園の第2種特別地域・第3種特別地域に指定されており、森林伐採には申請を要する等の行為規制がある（伐採面積は、原則2haまで）。
- ・林業事業者（森林組合、伐採事業者）は、許可基準を把握し、守っている。

4-3 緩衝地帯における森林伐採に関する対応方針

- ・遺産地域については、モニタリング計画に基づき、管理機関によりモニタリングが行われる。
- ・緩衝地帯における森林伐採に関しては、管理機関が、伐採件数、面積を監視し、必要に応じて林業者との調整を行う。
- ・課題が明らかになった場合には、適宜、専門機関等からの科学的助言を得ながら対応していく。

■奄美大島における森林伐採影響調査(案)

1 調査候補地案

- ・伐採後の林齢が把握できる林分
 - ・伐採予定がある林分
- } から選定

2 調査内容

(1) 伐採跡地における森林の再生状況調査

伐採跡地における森林の再生状況について、伐採からの経過年数毎にサンプル調査をする。

調査内容としては、林分構造調査、植生調査、土壤流出調査、土壤理化学性調査等を検討している。

(2) 森林伐採後の野生生物（動物・植物）の利用状況調査

今後伐採が予定されている場所（1, 2カ所程度）において、伐採前と伐採後の野生動植物の利用状況の変化を調べ、森林伐採と野生動植物の生息・生育との関係について調査する。

調査内容としては、自動撮影カメラ調査、ボイストラップ調査、鳥類の利用状況調査、伐採跡地における植物相調査、昆虫生息調査等を検討している。

※ 今年12月に提出するレポートは、7月頃にとりまとめるため、主に調査予定を記載する。